

## 各地区の審議結果について

### 1 宇佐美地区（宇佐美小学校、宇佐美中学校）

#### (1) 学校環境の整備方法

施設一体型の小中一貫校とする。

#### (2) 学校環境の整備スケジュール

できるだけ早くとし、遅くとも令和11年度末までに整備、令和12年度4月から小中一貫校を開始する。

#### (3) 学校環境の整備に伴う留意事項

- ・地域の文化や伝統の継承
- ・9年間の教育となるため、居場所をなくした児童生徒への対応
- ・防災対策（津波）
- ・中長期的には、市街地地区との統合を検討
- ・経済的合理性を考慮した上での校舎の活用

### 2 旧市街地地区（伊東小学校、北中学校）

#### (1) 学校環境の整備方法

北中学校は再編により、新たな通学先を門野中学校又は南中学校の選択制とする。

#### (2) 学校環境の整備スケジュール

令和8年度末までに整備し、令和9年度4月から選択制とする。ただし、可能であれば、できるだけ早くする。

#### (3) 学校環境の整備に伴う留意事項

- ・通学手段や通学補助の確保
- ・門野中学校と南中学校の学区の線引き
- ・地域の文化や伝統の継承
- ・送迎場所の確保

### 3 市街地近郊の住宅地区（大池小学校、南小学校、南中学校、門野中学校）

#### (1) 学校環境の整備方法

特になし。令和12年度末までは現状維持をする。ただし、門野中学校

は、いずれは統合又は再編する。

(2) 学校環境の整備スケジュール

特になし。

(3) 学校環境の整備に伴う留意事項

現状維持をしながらも、児童生徒数の減少を踏まえ、予め整備方法を検討していくこと。

4 対島地区（八幡野小学校、富戸小学校、池小学校、対島中学校）

(1) 学校環境の整備方法

小中一貫校とする。ただし、小学校の統合は、池小と八幡野小の統合等の段階的なものを検討する。

(2) 学校環境の整備スケジュール

小中一貫校を令和12年度末までに整備し、令和13年度4月から小中一貫校を開始する。ただし、新たな土地の取得等手続に一定の時間を要する場合は、合理的に統合を進めていくこと。

(3) 学校環境の整備に伴う留意事項

- ・地域の文化や伝統の継承
- ・小規模特認校である池小学校の方向性や新たな学校におけるその特色の継承
- ・小中一貫校として旧城ヶ崎分校の取得を検討すること。
- ・複式学級にならないよう努めること。
- ・不登校の児童や生徒が統合や再編を通じて、新たな学校に通学できる体制の構築
- ・通学方法の確立
- ・段階的な小学校の統合は、さまざまな統合を想定し、その統合が児童にとって最善のものになるよう努めること。
- ・送迎場所の確保
- ・さまざまな地域活動は、地域住民が納得、安心して引き継ぐことができる提案をしていくこと。